

直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 7 月 12 日

直方市長 壬 生 隆 明

1. 委託業務名

直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託

2. 業務目的

「第 5 次直方市総合計画後期基本計画」及び「第 2 次直方市国土利用計画」において掲げられているように、工場団地を整備し、企業誘致を推進することで経済を活性化させることが喫緊の課題である。平成 29 年に上頓野産業団地が売却完了したことから、本市は現在、九州自動車道鞍手 IC に近接し、交通利便性の高い植木地区において工場団地の整備を検討している。そのような中で、当該地域において、民間活力を活用する等の事業成立性のある工場団地造成の基本計画を策定することを目的とする。

3. 委託業務内容

- 1) 対象区域 福岡県直方市大字植木
- 2) 履行期間 契約締結日（平成 30 年 8 月上旬）～平成 31 年 1 月 31 日
- 3) 工場団地基本計画策定（3 パターン程度の検討を想定）
 - (ア)法規制条件と計画地区の状況の調査、整理 一式
 - (イ)計画方針の策定 一式
 - (ウ)企業ニーズ調査 一式
 - (エ)土地利用計画策定 一式
 - (オ)操業環境の確保についての検討 一式
 - (カ)周辺区域との関係についての検討 一式
 - (キ)交通網計画策定 一式
 - (ク)通勤方法とその交通量についての検討 一式
 - (ケ)供給処理施設計画 一式
 - (コ)事業費概算・事業成立性検討 一式
 - (サ)事業手法・事業スケジュールの検討 一式

- | | |
|-----------------|----|
| (シ)事業実施に向けた課題整理 | 一式 |
| (ス)計画策定における協議 | 一式 |

4. 企画提案方式の公募募集期間

告示日から平成30年7月26日まで

5. 企画提案方式の公募参加資格要件

参加を希望する場合は、次に掲げる事項を満たすことを条件とする。

(1) 事業者に対する要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 直方市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- ③ 直方市から指名停止等の処分を現に受けていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - 同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- ⑧ 上記⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではないこと。
- ⑨ 工場団地又は企業立地用地等の適地選定、造成計画策定の業務実績を有する者

(2) 技術者に対する要件

- ①工場団地又は企業立地用地等の適地選定、造成計画策定の業務に直接携わった実績を有する技術者を事業全体の管理責任者及び担当技術者として配置できること。

6. その他

詳細については、別添の直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領および直方市植木メカトロビジネスタウン基本計画策定業務委託仕様書によるものとする。

7. 問い合わせ先

直方市 産業建設部 商工観光課 工業振興係（担当：後藤、野見山）
所在地：〒822-0031 福岡県直方市大字植木 849 番地 1
TEL：0949-29-3155、FAX：0949-29-3156
E-mail：n-kogyo@city.nogata.fukuoka.jp